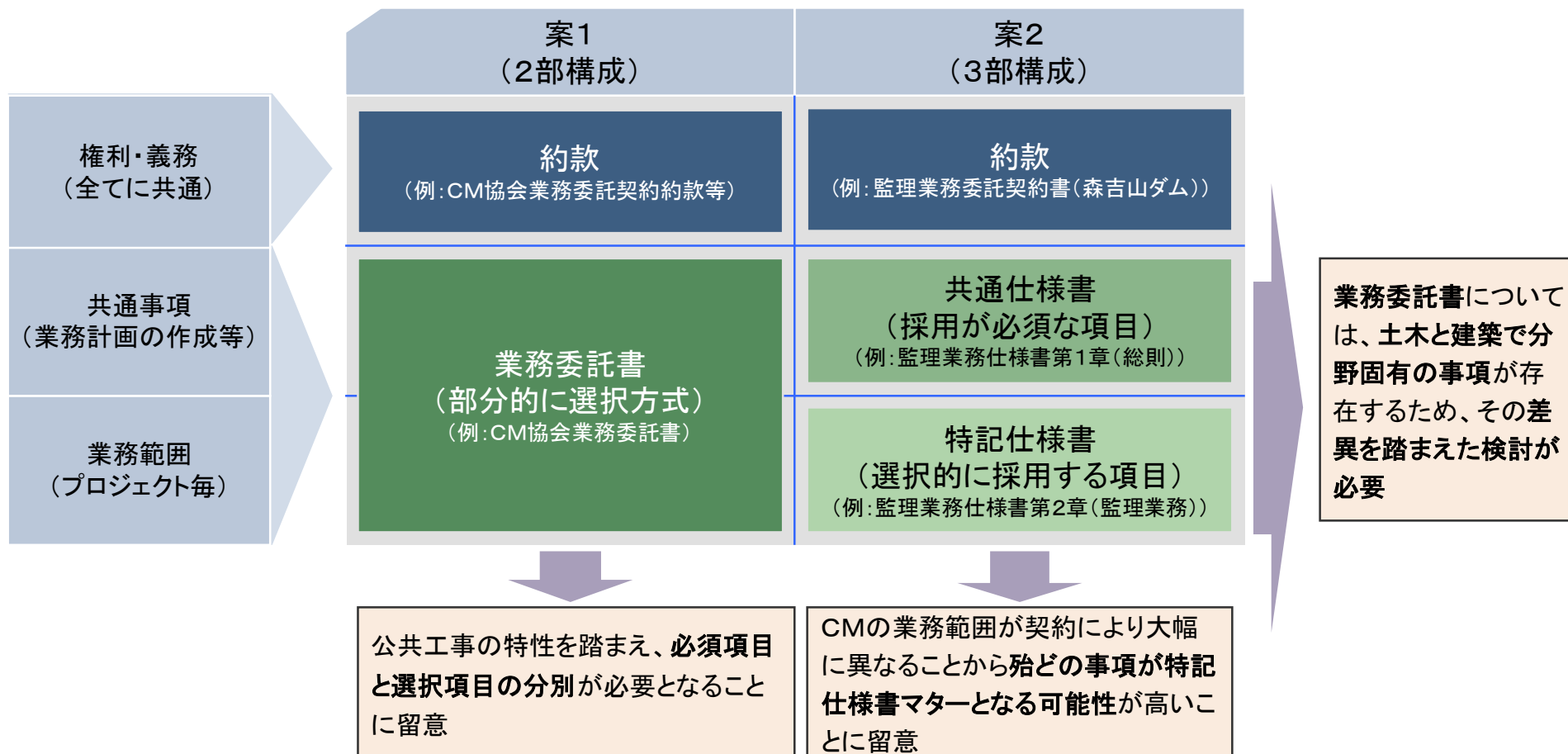

公共工事CM標準約款等に係る主な論点と方向性について

1. 甲乙間の権利義務及び責任分担について

(1) 全体構成

公共工事のCM標準約款を作成する場合、CM協会の業務委託契約約款等をベースに2部構成とするか、通常の公共発注の契約書をベースに3部構成とするか検討が必要

公共工事CM標準約款の構成案



※森吉山ダムの例では、仕様書第1章が共通仕様書、第2章が特記仕様書に相当するが、両者をまとめて監理業務仕様書としている。

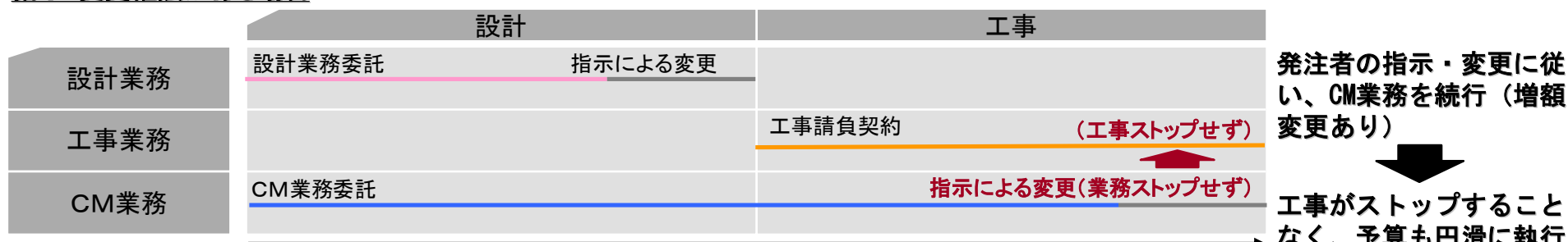
(2) 発注者の指示・変更権限

公共工事に係る既存の約款では、発注者の指示権限、条件変更、設計変更等を認める一方、増加費用を発注者の負担としているが、CM標準約款においても同様とすべきか検討が必要

指示・変更権限がない場合



指示・変更権限がある場合



留意事項：

- ・ 増加費用について受発注者の判断が異なる場合があり、発注者が判断した増加費用に対して、受注者が裁判等で争う権利を奪えない。
- ・ CMRにとって、従う義務がある指示なのか判断が可能であることが重要

(3)再委託の承認

直轄営繕工事に関する設計、工事監理等の業務契約と同様、CM業務において、一部再委託を発注者の承諾を要件とするか検討が必要

業態	契約形態	契約の考え方
工事	請負	<ul style="list-style-type: none">・ゼネコンの一括請負を念頭に契約を締結・受注者が自らの責任で成果物を完成させる・受注者が瑕疵担保責任を負う・会社、技術者、体制等を審査した上で、入札等により受注者を選定・下請け(専門工事業)の活用が前提(発注者の承諾を要件としない)
業務	準委任	<ul style="list-style-type: none">・発注者との信頼関係に基づき、受注者自ら業務を実施することが前提・発注者の指示の下に業務を遂行する・受注者は善管注意義務を負う・プロポーザル等により、技術者の資質や企画提案を審査し、受注者を選定・通常、主たる部分の再委託にあたっては承諾が要件となる



CM契約は、CMRが自ら実施する専門的業務への準委任契約であり、主たる部分の外注は想定されていいため、再委託にあたっては発注者の承諾を要件とすべき

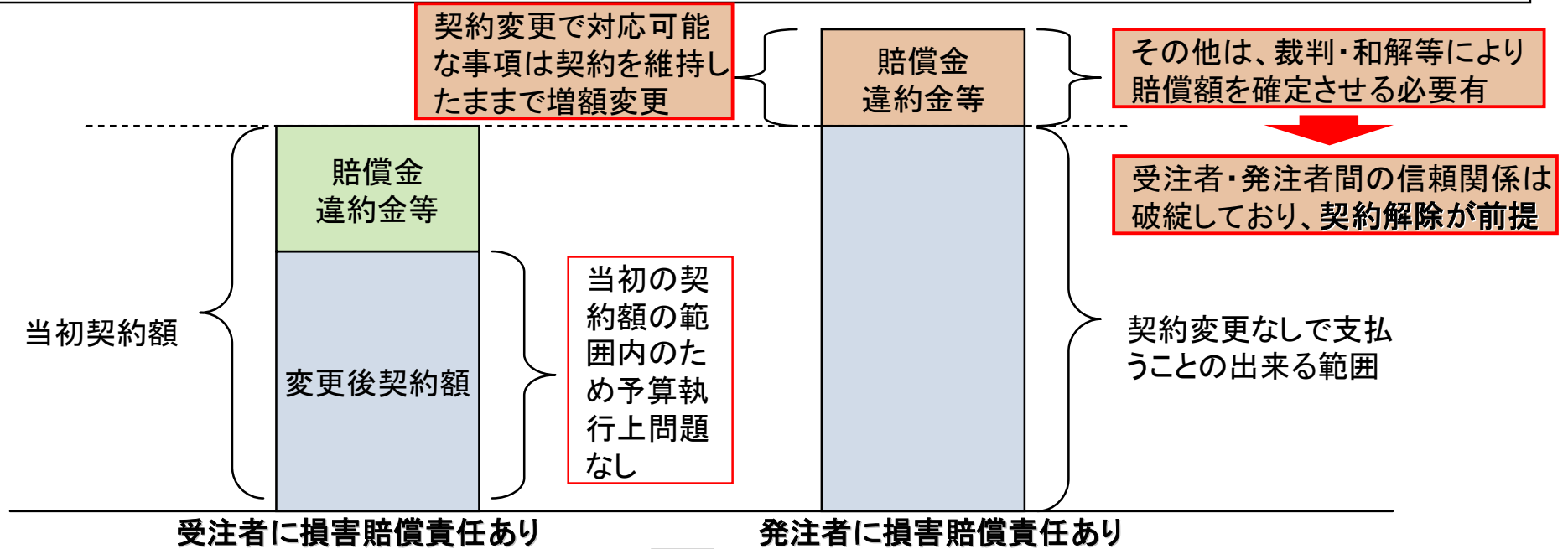
(4) 会計法令に基づく規定

他の公共契約と同様に、会計法令に基づく、検査等、部分払い、契約保証等の規定に加え、検査等の前提として、管理技術者の設置に係る規定等を設けることが必要

		公共	民間
会計法に基づく規定	予算執行	単年度	規模等に応じて、単年度、複数年度
	予定価格	上限拘束あり	予算は存在するものの、厳密な上限拘束はなし
	契約の相手方	予定価格の範囲内で最低価格提示者もしくは価格その他の条件が最も有利な相手と契約	発注者が自由に選択
	入札保証・契約保証	契約の規模、内容に入札保証金、契約保証金を納付義務あり(通常は免除)	基本的にはなし
	監督・検査 ・監督・検査は委託可	発注者または委託を受けた主体が補助者に命じて監督を実施	監督・検査をする義務なし 委託、その他の者に監督・検査を行わせることに特段の規制なし
	検収・支払い	完了検査に基づき支払い 前払い、中間払い、最終払いの3段階もあり 月次部分払い(出来高払い)も一部で試行	契約に応じて、前払い、中間払い、最終払い、月次部分払い(出来高払い)等から選択
その他	違約金特約条項	標準約款に明記	特になし
	管理技術者の設置	標準約款に明記	特になし

(5) 損害賠償

公共工事の確実な履行を優先するため、発注者と受注者において行使できる損害賠償請求権に差異を認めることに、合理性があるか検討が必要



CM契約にかかる受発注者の損害賠償権のあり方(案)

公共工事の確実な履行を優先するため、工事監理等の既存の約款を踏襲し、以下の通りとしてはどうか。

発注者の損害賠償請求権 : 契約関係を維持したまま認める

受注者の損害賠償請求権 : 限定列举された項目(設計変更、履行期間の短縮、支払遅延等)の事由に因る場合のみ、契約関係を維持したまま認める。それ以外の事由に因る場合は、受注者・発注者の信頼関係が破綻していると考えられるため、損害賠償請求権の行使は契約解除を前提とする

(6) 解除権

相手方の責任による契約違反、違反の未是正等による解除権は既存の成果物に共通しているが、協議未成立による解除権については、発注者の指示による契約変更の取扱いとセットで検討が必要

	CM業務委託契約 約款・業務委託書 (日本CM協会)	地方公共団体のCM方 式活用マニュアル試案 (CM方式導入促進方 策研究会)	CM方式活用の 手引き	建築工事監理業務 委託書	発注者の指示権限を認めた場合 協議未成立による解除権は発生し得ない
発注者の解除権					
受注者の責任により、契約に定める協議が成立しない	○				→
受注者の責任により、受注者が契約違反し、相当期間内に違反が是正されない(受注者が正当な理由なく、業務に着手しない)	○	○	○	○	
受注者の責任により、履行期間内に業務が完了しない、CMr(又は管理技術者)を配置しなかった)	○	○	○	○	
受注者の責任により、契約を維持することができない(契約に違反し、契約の目的が達成できない)	○	○	○	○	
受注者の解除権					
発注者の責任により協議が成立しない	○				→
発注者の責任により、発注者が契約に違反し、乙が催告しても違反が是正されない	○	○			
発注者の中止権の行使による業務の中止期間が一定程度超えた(発注者責任により、CM業務が遂行できず、その期間が業務期間の4分の1以上又は2ヶ月以上となった、CM業務報酬の増額あるいは発注者の債務不履行による業務の中止期間が一定程度超えた、CM業務の全部または一部が中止され、その中止期間が2ヶ月を経過した)	○	○	○	○	
発注者が契約に違反し、契約履行が不可能となった(発注者責任により、契約の維持が不可能である)	○	○	○	○	
業務変更に伴い業務委託料が3分の2以上減少した	○	○	○	○	

(7) 著作権の帰属等

CM協会約款では著作権が受注者に帰属することになっているが、CM業務で発生する著作権(例:報告書)を明らかにした上で、公共発注特有の事情に鑑み、著作権の帰属先について検討が必要

(甲に帰属することを前提として)公共発注特有の事情

- アカウントビリティ、情報公開、議会对応、会計検査等の公共発注に特有の事情があり、報告書の著作権(複製権等)が発注者に帰属しない場合は実務上の支障があることに留意する必要
- 発注者が報告書を公表する場合の要件や発注者による一方的な報告書の修正を認めないなどのルールを整理する必要
- 著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)については発注者への譲渡の対象とならないことから、受注者による著作者人格権の行使ルールについても整理する必要

著作物(例)	乙が主張すると想定される著作権	公共契約での取り扱い	
報告書・レポート類	報告書・レポート類に記載された内容、様式、フォーマット	著作権は甲に譲渡	
工程表	工程表のデザイン、色等、自社システムで出力した様式	著作物と認められず	※優れたノウハウであれば特許権の対象となるが、可能性は少ない
原価管理書式	原価管理シート類の自社フォーマット	著作物と認められず	
文書管理システム	文書のコード化、ナンバリング方法等の自社ノウハウ	著作物と認められず	
プロジェクト管理マニュアル	自社ノウハウを元に作成された管理マニュアルの内容	著作権は甲に譲渡	



公共発注の業務委託と同様、著作権は全て、甲に譲渡する旨、明記してはどうか

2. CMRの業務範囲及び発注者が行う発注・監督・検査への関与について

(1) 工事監理業務又は施工監理業務

建築工事では、工事監理業務を行うCMRは建築士法に基づき建築士である必要があるが、土木工事では特に規定がなく、既存法制度との関係を踏まえ、CMRの業務内容を規定することが必要

		設計照査 (土木)	工事監理 (建築)	施工監理	工事マネジメント	施工管理
設計		設計図書の確認	工事が図面通りに行われているか否かを確認	発注者が行う現場技術業務を支援	発注者が担う各段階におけるマネジメントを支援	下請業者を含めた現場施工のマネジメント※3
土木	建設コンサルタント	CMRの業務範囲(土木・案2)※1			CMRの業務範囲(土木・案1) CMR	ゼネコン
		直営 建設コンサルタント(補助)	直営 建設コンサルタント(補助)			
建築	建築設計事務所 ゼネコン※4	CMRの業務範囲(建築・案3)※2			CMRの業務範囲(建築・案1) CMR	ゼネコン
		建築士法により、建築士の業務範囲として規定	建築設計事務所 ゼネコン※4	建築設計事務所 ゼネコン		

※1 土木工事の実施例の多くでは設計照査補助と施工監理が一体的に発注されていることを踏まえた案としている。

※2 建築工事の業務範囲について工事監理を含める場合には建築士の配置が必須である。

※3 ゼネコンが実施する施工管理についても業務範囲に含めることは理論的には可能であるが、一般的な業務範囲は構成しない。

※4 建築士法上の設計事務所登録を受けたゼネコンであることが必要となる。

(2)CMRの業務範囲

地方公共団体発注工事におけるCM方式の実施例をCM協会の業務委託書に基づき整理したところ、実施例ごとにその業務範囲は大幅に異なることが判明。このため、「論点1. (1)全体構成」の検討結果も踏まえつつ、多様なバリエーションをカバーできるように業務範囲を設定することが必要

	CM協会 業務委託書														業務委託書に含まれていない項目	
	0. 共通業務	1. 基本計画段階			2. 基本設計段階				3. 実施設計段階			4. 工事発注段階	5. 工事段階			
		11業務計画書の作成	12プロジェクト基本計画書案の作成	13設計者選定	21基本設計段階の方針検討	22基本設計への支援と確認	23工事発注計画書	24基本設計図書等の内容確認	31実施設計段階の方針	32実施設計への支援と確認	33工事発注計画書の更新	34実施設計図書等の内容確認	41工事発注	51工事準備段階		52工事実施段階
秋田県上小阿仁村 (仮称)長信他交流センター建設工事	○	○			○	○	○		○	○	○	○		○	○	
国土交通省 東北地方整備局 森吉山ダム本体工事	○												○	○	○	
福島県南相馬市 南相馬市立新図書館建設事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○
成田市下総町 下総小野浄水場建設プロジェクト	○										○	○	○	○	○	
静岡県 国道1号函南高架橋建設工事	○												○	○	○	○
豊岡市 知見八鹿線道路整備事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分市 上野ヶ丘中学校校舎改築工事	○		○	○	○		○	○	○	○		○				○

(3) 発注業務・監督・検査業務

発注、監督、検査の各業務について、会計法および地方自治法の規定に基づき、CMRが行うことのできる業務範囲を検討、整理することが必要（※発注者に対するアドバイス業務も含めた全体の業務内容の関係についてはP8において整理）

← CMRの業務範囲 →			
← 会計法、地方自治法に規定 →			
	補助業務	委託可能な業務	委託不可能な業務
発注	<ul style="list-style-type: none"> ・積算 ・入札公告・説明書の作成打診 ・工事発注区分の作成 ・施工者選定資料の作成、等 		<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の設定 ・入札公告の発表 ・開札
監督	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認 ・工程・品質・安全管理 ・設計変更、関連工事の調整 ・書類作成代行 	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者名による指示書作成 (施工者への直接指示が可能) 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約変更を伴う設計図書の変更
検査	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高確認 ・出来形確認 ・工事成績評価案の作成 ・工事成績評定 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査調書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・検収・支払い

<会計法より抜粋>

第二十九条の十一 契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

⑤ 契約担当官等は、特に必要があるときは、政令の定めるところにより、国の職員以外の者に第一項の監督及び第二項の検査を委託して行なわせることができる。

<地方自治法より抜粋>

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

地方自治法施行令 第六十七条の十五

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四条の二第一項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

3. CMR選定方式について

過去の実施例では、公募型プロポーザルでCMRを選定した例が多いが、各種プロポーザル方式(総合評価型、技術者評価型等)、総合評価方式、価格競争等との比較で今後検討が必要。また、技術者や事業者の要件(実績、資格等)については以下のものが多く採用されているが、今後、制度的検討と併せて競争参加資格についても検討が必要。

件名	選定方式	事業者の要件	技術者の実績要件	技術者の資格要件
秋田県上小阿仁村 (仮称)長信他交流 センター建設工事	公募型プロ ポーザル	H19・20上小阿仁村一 般競争(指名競争)参 加資格を有する者	なし (CMRとして意欲的に行ってみたい者)	一級・二級建築士、木造建築士、一級・二 級建築施工管理技士またはCM協会認定 コンストラクションマネジャー
愛知県 豊田市 こまどり公園雨水調 整池建設工事CM 業務委託	公募型プロ ポーザル	建設コンサルタントの 競争資格の認定を受 けている者、または公 益法人 建設コンサルタント登 録規程に基づく「上水 道及び工業用水道部 門」もしくは「下水道部 門」の登録を受けてい ること(公益法人はこ の限りでない)	【管理技術者】 過去10年以内に完了した業務において、 管理技術者としての同種または類似業 務実績 行政の立場で総合的なマネジメントを 実施した経験を、過去10年以内に完了 した実績 【現場技術員】 大学卒業後5年(大学院修了後も5年)、 短大・高専卒業後8年、高校卒業後11 年以上の実務経験	【管理技術者】 技術士(上下水道部門もしくは総合技術 監理部門)またはRCCM(水道及び工業 用水道部門もしくは下水道部門)の資格 【現場技術員】 1級土木施工管理技士
国土交通省 中部地方整備局 美濃関JCTマネジメ ント業務	公募型プロ ポーザル	建設コンサルタントの 競争参加資格 過去10年の同種実績	【管理技術者、主任現場技術員】 資格取得後5年以上の設計または施 工の経験 【現場技術員】 4年以上の実務経験	【管理技術者、主任現場技術員】 1級土木施工管理技士または技術士(建 設部門) 【現場技術員】 2級土木施工管理技士